

芦屋市地域福祉計画 (概要版)



平成19年3月

芦 屋 市

住民一人ひとりの日常的な取り組み

笑顔であいさつをする
ご近所づきあいを大切にして地域とつながりをもつ
困ったときに手助けを発信できる関係づくりをする
地域活動に積極的に参加・参画する
身近な自分の周りから福祉意識の啓発・普及をする
プライバシーや個人情報の保護についての啓発・普及をする

地域や団体による取り組み

顔の見える関係・団体間のネットワークづくりをする
地域行事への積極的な参加を促す
情報発信、団体間の情報交換・交流を促進する
プライバシーや個人情報を保護する

福祉団体やボランティアグループ、NPOへの支援

ボランティアの育成
ボランティアセンターの機能の充実
市民活動の基盤の強化
情報発信の工夫

住民主体の地域福祉活動に対する支援

地域交流拠点の整備
地域コミュニティ活動の支援
地域コミュニティ活動を支援する人材の育成
地域コミュニティ意識の醸成
当事者組織による地域福祉活動への支援
地域活動を体験してみる機会の提供

社会福祉協議会の役割

福祉推進委員活動の推進
ボランティアの育成と活動支援
在宅福祉活動の推進
福祉サービス利用援助事業の充実
福祉情報の発信
福祉学習活動の推進
福祉救援体制の整備

地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人、知人など様々な人たちとかかわりながら地域の中で暮らしています。そして、様々な生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。日常の様々な課題のひとつである福祉課題についても同じことで、私たちは誰もが、福祉課題を抱える可能性をもって暮らしています。たとえば、高齢になって介護が必要になったり、子育て中に保育サービスが必要になったり、あるいは病気のために働けなくなったり、また、障がいがあって在宅生活の支援が必要になるといった場合もあります。私たちが暮らす地域社会には、福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がいますし、私たちの誰もがその当事者になりうるということです。

そのような福祉課題に対して、私たちはまず、個人や家族でその課題に対応しながら暮らしています。誰もが基本的には、自分の暮らしに責任をもって、安心安全な生活(人生)を送りたいという願いをもっています。自分や家族の問題は自分たちが自己決定した方法で解決したいと願っています。自立・自律した生活を送ることはどんな人にも共通する願いだといえます。

しかし、ときには個人や家族だけでは解決することができない課題や困難に直面することがあります。そういうときには、様々な方法でその課題に対応します。公的な制度として専門家や行政の支援・援助(サービス)を受けることもありますし、友人、知人、ボランティアやNPOなどの活動に支えられることもあります。また、企業が提供するサービスを購入することにより解決を図ることもありますし、地域における住民どうしの助け合いや支え合いにより解決できることもあります。誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、自らが生活課題を解決していこうとする主体性と、社会全体で相互に支え合う仕組みが必要です。

このように、個人や家族では解決することができない生活課題や困難の解決・緩和を図る様々な社会的取り組み(公的な制度、住民どうしの助け合いなど含めた福祉活動や福祉行為)全体のことを社会福祉であるということが出来ます。そして、地域福祉とは、地域社会を基盤とした社会福祉であるといえます。誰もが人間としての尊厳をもち、地域社会の一員として、その人らしい自立した生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する事業者、ボランティア、様々な団体、組織、行政など、すべての者が協力し合い、互いに支え合う地域社会をつくる取り組みや、仕組みづくりが地域福祉であるといえます。

福祉サービスの充実

地域の福祉課題の把握

市民会議、市民意識調査でみる地域の現況と課題
各種アンケート調査等による福祉ニーズの把握
自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等との連携

サービス基盤の整備

高齢者福祉施設サービス・在宅サービスの基盤整備
総合的な介護予防の基盤整備
地域における子どもの居場所づくりの基盤整備
障がい福祉サービスの基盤整備
地域福祉活動の活発化への支援
(仮称)芦屋市福祉センター構想

地域(社会)資源の有効活用

寄附文化(寄附による社会貢献)
スモールビジネスによる社会(福祉)貢献
空き店舗や余裕教室等地域資源の発掘

福祉人材の育成

地域の福祉人材との連携の強化
団塊の世代の地域への取り込み
福祉人材の発掘

福祉サービスの適切な利用の促進

情報提供システムの整備

サービス提供者と利用者の橋渡し支援
福祉情報の当事者に対するきめ細やかな提供
福祉情報の発信の工夫
メディアやインターネットを通じた情報提供の推進

相談体制の充実

地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実
障がいのある人に対する相談窓口の充実
児童に対する相談体制の充実
総合相談体制の確保
保健・医療・福祉の相談窓口の連携

権利擁護システムの整備

成年後見制度の利用支援
児童の権利擁護の仕組み
福祉サービス等利用援助事業の利用促進
苦情への適切な対応
第三者評価の推進

地域における総合的なケアシステムの展開

地域発信型ネットワークシステムの充実
保健・医療・福祉と地域の連携
地域の課題を地域で解決する仕組みの展開

地域福祉計画とは

住民主体の理念

地域福祉計画は、住民参加を前提にした社会福祉計画です。また、地方公共団体が独自の財源と創意工夫により策定する計画でもあります。まちづくりを進めていくためには、住民が自分たちのまちをどのようなまちにしたいかを主体的に考え、合意形成していく必要があります。

利用者本位の理念

地域福祉は、サービスを提供する側の押しつけでなく、あくまでも利用者側の主導で、それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスや活動を利用していくものです。自己選択や自己決定を尊重しながら、利用者がサービスを安心して利用できるようなサービス提供の仕組み、情報提供の仕組み、権利擁護の仕組みなどを構築するの地域福祉計画です。

総合化の理念

地域福祉計画は、いわゆる福祉3プラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画、障害者計画・障害福祉計画と異なって、基本的に計画内容である単独施策メニューをもっていません。地域福祉計画は、これら縦割りの福祉3プランを横断的につなぐ、総合化の計画です。また、社会福祉協議会など民間団体が策定する地域福祉活動計画を含めて、関連する行政計画を横断的に連携させ、総合的な地域福祉システムの運営を図ろうとするものが、地域福祉計画です。

人にやさしいまちづくりの促進

社会参加の促進

- 一人ひとりのライフステージを豊かにするための支援
- 高齢者への支援
- 障がいのある人への支援
- 子育て家庭への支援
- 生活困窮者の自立支援
- 地域における社会的役割の確認

福祉文化の醸成

- 福祉意識と理解の促進
- 緊急時・災害時の要援護者への支援システム
- プライバシーへの配慮や個人情報の保護についての啓発
- 地域で子どもを見守り育てる意識の普及
- 学校教育の中での福祉意識の普及
- 地域の中での福祉意識の普及
- 外国人居住者に対する支援と交流の促進

都市基盤の整備・充実

- 外出しやすいまちづくりの促進
- 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

共生の理念

私たちが暮らす地域には、様々な立場の人がそれぞれかかわりを持ちながら暮らしています。年齢、性別、心身の状態、所得、社会的立場、国籍、文化など様々な違いがあっても、みんな同じ地域社会の同じ時代に生きていることを大切に、お互いの違いを認め合う、お互いが個性をもった存在として認め合い、尊重し合う多角的・多文化的な共生社会を目指すのが地域福祉計画です。

協働と連携の理念

地域福祉計画は、一人ひとりの暮らしを自立・自律したものにするために、地域の中に様々なネットワークをつくらうとするものです。福祉の専門職のネットワーク、住民どうしのネットワーク、住民と事業者のネットワーク、ボランティア、NPO、住民と行政のネットワークなどあらゆるネットワークを地域システムとして機能させるのが、地域福祉計画です。そのために、様々な立場の者が、協働・連携して地域福祉に取り組んでいく必要があります。

震災を経験して

芦屋市は、阪神・淡路大震災を経験しました。震災の経験は私たちに、互いに助け合うことができる地域の大切さを教えてくれました。大きな災害が起きたとき、地域のコミュニティがしっかりしていれば、あるいは地域のコミュニティを壊さずに保つことができれば、それが復興のための大きな力となるということを私たちは学びました。これらの教訓を、被災地から発信しながら、これからの地域づくりにも活かすことが、震災を経験した私たちの責務です。

計画の位置付け

総合計画との関連

「第3次芦屋市総合計画」(平成13～平成22年度)及び「第3次芦屋市総合計画後期基本計画」(平成18～平成22年度)では、福祉施策に関するまちづくりの目標を、「健やかでぬくもりのある福祉社会づくり」と設定しています。地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、総合計画で掲げられている目標にそって、施策を展開します。

個別計画との関連

福祉に関しては、現在「障害者(児)福祉計画<第4次中期計画>」、「次世代育成支援対策推進行動計画<前期>」、「第4次すこやか長寿プラン21」といった個別計画があります。地域福祉計画は、これらの個別計画と整合性及び連携を図りながら、理念的には、住民主体、住民参加を基本理念とする福祉の総合計画という性格をもちます。よって、各個別計画と重なる内容については、地域福祉計画の一部とみなし、施策の展開を委ねます。そして、これらの個別計画において大きな課題となっている地域のネットワークづくりや地域コミュニティの構築などを地域福祉計画が担います。

また、芦屋市社会福祉協議会の地域福祉推進計画第5次(平成18～平成22年度)と芦屋市地域福祉計画は、ともに地域福祉の推進を目的とする計画です。市地域福祉計画は地域福祉を推進するための仕組みづくりの計画であり、社会福祉協議会の地域福祉推進計画は地域福祉を具体的に進める活動・行動計画であるといえます。民間の福祉団体である社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進し、公私協働の理念を実現していきます。

保健や医療、教育など地域福祉に密接な関連をもつ分野だけでなく、他の生活関連分野の計画とも整合性を図ります。

第3次芦屋市総合計画

*** 健やかでぬくもりのある福祉社会づくり ***



芦屋市地域福祉計画

芦屋市障害者(児)福祉計画
(第4次中期計画)

芦屋市次世代育成支援対策
推進行動計画
(前期)

第4次芦屋すこやか長寿プラン
21

諸
計
画

芦屋市社会福祉協議会
地域福祉推進計画第5次

計画の期間

平成19年度から平成23年度の5か年計画とします。

計画の策定体制

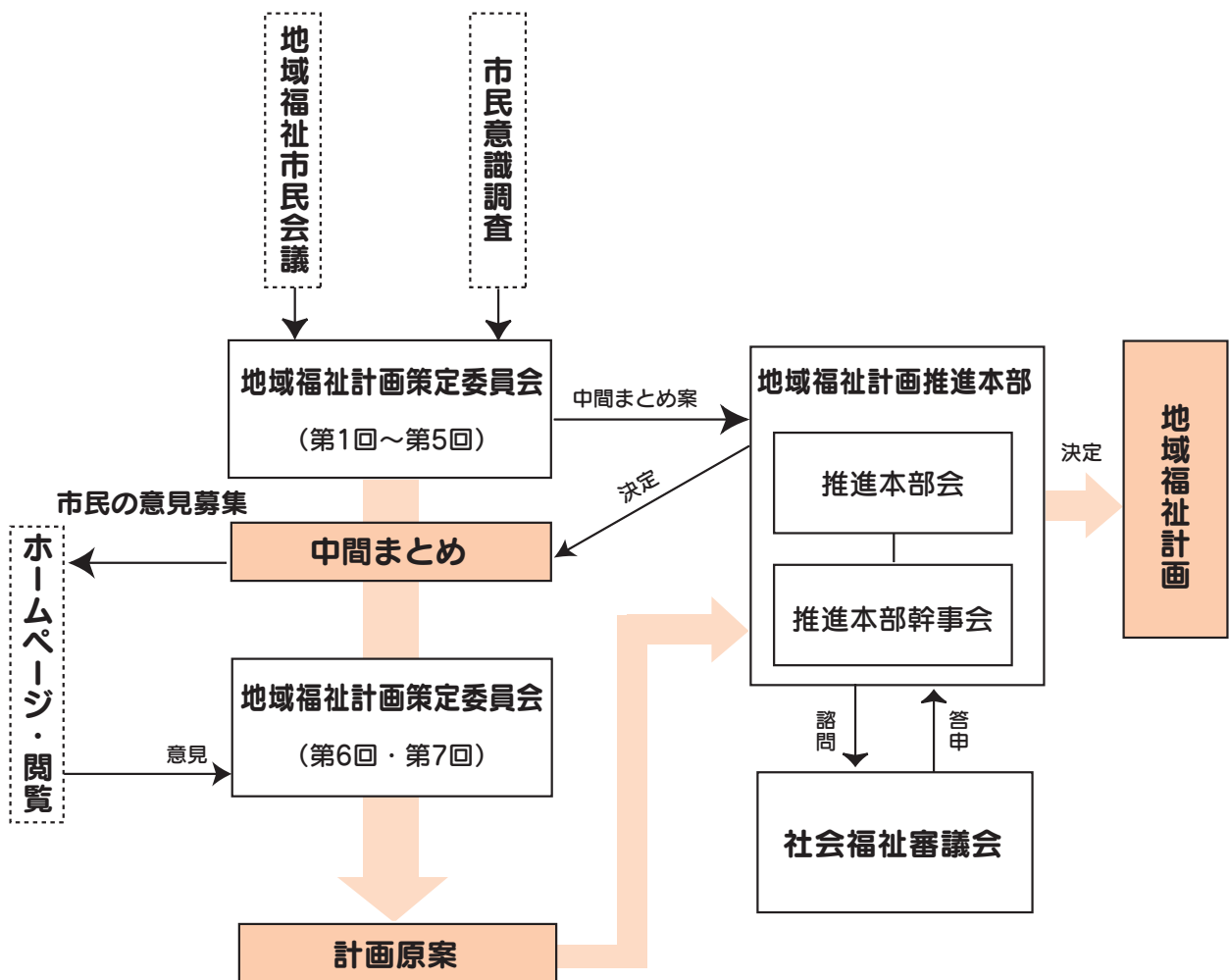
住民主体を基本理念とする計画の策定にあたり、市民意見を広く聴取するため、「芦屋市地域福祉市民会議」を設置しました。市民会議は、公募委員、福祉関係団体、地域関係団体、ボランティア団体などから推薦された委員の参加によりワークショップ形式で、5か月間6回のワークショップを経て、「芦屋をよりよいまちにするための優先課題と方策」をまとめました。

市民会議の他にも、地域福祉に関する市民意見を幅広く把握するため、平成18年8月に市内在住2500人(無

作為抽出)に対し、郵送による意識調査を実施しました。

そして、いただいた意見をもとに、市民、学識経験者、保健・医療関係者、社会福祉事業者、社会福祉関係者、地域関係者、行政関係者により組織された「芦屋市地域福祉計画策定委員会」で検討を行い、計画の原案を策定しました。

また、庁内においては、「芦屋市地域福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。



■計画の策定体制

芦屋市地域福祉計画(概要版)

平成19年3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL 0797-31-2121 FAX 0797-38-2160

編集：芦屋市 保健福祉部

ホームページ http://www.city.ashiya.hyogo.jp/chiki_fukushi/index.html